

**Kita Alps Traverse Route名称及びロゴマーク並びに
中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理事務局募集にかかる仕様書**

1. 業務名称

Kita Alps Traverse Route 名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理業務

2. 管理事務局選定の目的

環境省では、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施する「国立公園満喫プロジェクト」を推進しています。中部山岳国立公園南部地域（長野県松本市及び岐阜県高山市等）（以下「南部地域」という。）では、その一環として行政機関や関係団体等で構成する中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会（以下「利用推進協議会」という。）を平成29年10月に設置しました。

利用推進協議会では南部地域の国立公園地域の核心部である山岳と山麓地域を中心に松本市と高山市を繋ぐ行政区分にとらわれない横断的な地域を一つの観光圏と捉えた観光地経営を行い、多彩で上質な体験と滞在や、多様な移動手段などを、世界有数のナショナルパークのように自然を主に貫いた観光地と並ぶ水準に磨き上げ世界水準のディステイネーションを実現すべく「松本高山Big Bridge構想」をプロジェクトとして開始しました。

この構想をより多くの人に認知してもらえよう令和5年2月に定めたエリア名称「Kita Alps Traverse Route」及びそのロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン（以下、「ロゴデザイン等」という。）管理業務を行う管理事務局（以下、「管理事務局」という）を募集します。

3. エリア名称及びロゴマーク・ポスターデザインの概要

(1) エリア名称の概要

国内で確立している「Kita Alps（北アルプス）」という固有名詞を世界に広げること、及び「Traverse（トラバース）」という“山岳を横断する”という意味を伝える意図から、山岳と山麓地域、松本と高山という2つの都市圏を訪問するという特別感と特異性が感じられるものとして、「Kita Alps Traverse Route」と決めました。

(2) ロゴマークの概要

松本と高山、その間にある一番標高の高い山「奥穂高岳」を繋ぎ、その断面図をモチーフにしました。マークの横の長さは山越え（Traverse）が必要なこと、険しい山々があっても空で両市が繋がっている事を表現しています。

また、今回のロゴは断面図のシルエットに曲線を用いること、色の構成要素に街と人々の繋がりと温かさを感じられる暖色を含む青にすることで柔らかさや温かみを表現しています。

シンプルなデザインと併せて背景の様々な写真を透過して使用することで、松本高山間の豊かな色彩やその変化を感じてもらえるように工夫し、様々な場面で使われ広がってほしいという願いも込めています。

詳細は別添「資料1：Kita Alps Traverse Route LOGO MANUAL」をご参照下さい。

(3) ポスターデザインの概要

令和3年4月に作成された北アルプスが国立公園であることのブランド力と認知度を高めることを目的に2種類のポスターです。デザインには山岳の魅力への新たな気づきの機会になってほしい、また中部山岳国立公園が持つ、自然と文化の多様性を感じていただきたいという思いが込められています。

詳細は別添「資料2：ポスターデザイン」をご参照下さい。

4. 業務内容

エリア名称及びロゴマークについては、令和5年12月に「ロゴマーク使用規程」を策定しロゴマークが使用され、名称が多くの人々に認知されるよう様々なPR活動に利用推進協議会構成員を中心に取り組んできましたが、利用推進協議会構成員に限らず松本・高山の両市に関わりのある方をはじめ今後はより多くの方にロゴマークを使用してもらう必要があります。また、名称及びロゴマークは利用推進協議会の事務局が管理事務を行っている事もあり、使用を促す営業活動が十分にできていません。

ロゴマーク使用規程については別添「資料3：ロゴマーク使用規程」をご参照下さい。

5. 管理運営方針

選定された管理事務局は、利用推進協議会構成員との情報共有を適宜行い、それぞれの概要を十分に理解した上、独自の創意工夫を発揮することによってロゴデザイン等管理に限らず使用機会創出を図るための効果的・効率的な管理業務を行って頂きます。

(1) 管理運営業務

- ア ロゴマーク管理に関する業務（Kita Alps Traverse Routeロゴマーク登録届出書の確認・使用に対する審査、承認、指導）
- イ 中部山岳国立公園南部地域ポスターデザイン管理に関する業務（ポスターデザインの使用に対する審査、承認、指導）
- ウ その他

上記アのロゴマーク管理に関する業務(Kita Alps Traverse Routeロゴマーク登録届出書の確認・使用に関する指導)については、適切な管理を遂行するための管理計画表を事業開始時に提案して頂きます。

ロゴマークの管理については、以下に留意してください。

- ・ Kita Alps Traverse Route ロゴマーク使用規程に基づいて、Kita Alps Traverse Route ロゴマーク登録届出書の確認、使用に対する審査、承認、指導を行うこと。
- ・ 本ロゴマークを、Kita Alps Traverse Routeの周知と更なる機運の醸成を目的とするため、PR活動等に活用していくこと。
- ・ ロゴマーク、ないしはそれを通じてKita Alps Traverse Routeのイメージを損なうような第三者による使用規制等は適宜進めていくこと。

なお、管理者は、業務内容の全部又は主要な部分を、第三者に対して、委託し、または請け負わせることはできません。また、主要な部分以外を第三者に対して、委託し、または請け負わせる場合には、あらかじめ書面により利用推進協議会事務局の承諾を得ることが必要です。

(2) 自主事業

ア 名称及びロゴマーク並びに中部山岳国立公園南部地域ポスターデザインの更なる魅力向上

イ 中部山岳国立公園南部地域の更なる魅力向上

ウ その他

なお、中部山岳国立公園南部地域の更なる魅力向上に向けて考えられる取り組みである場合でも、実施内容について事前に利用推進協議会事務局への確認が必要です。

業務遂行にあたって、ロゴデザイン等使用者より魅力向上活動費として営利とならない範囲で使用料の徴収を認めるが、徴収した額は業務報告書へ記載し報告するものとする。

6. 納品物

業務報告書 1 部

業務終了後、ロゴマークの使用実績及び自主事業をまとめた報告書を作成し提出すること。但し、利用推進協議会と協議の上、その指示内容に従うこと。

本仕様書に定めるその他の納入物については当協議会の指示に従うこと。

7. 業務履行期限

契約の締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

8. 業務遂行上の注意

- (1) 業務遂行にあたっては、利用推進協議会と緊密に連絡をとりながら進めること。また、ロゴマーク権利に関する業務については適宜利用推進協議会に報告すること。
- (2) ロゴマーク権利に関する業務において困難であると考えられる場合は、その後の対応について管理事務局と利用推進協議会において協議の上、決定するものとする。
- (3) 管理運営業務を適切に実施していない、ロゴマークの公平性や公正性を著しく欠くような使用をしたと利用推進協議会が認めた場合は、委託契約書に基づき相当の処分を行うものとする。
- (4) 業務は、委託契約書に定める各条項によるほか本仕様書に基づき施行すること。
- (5) 管理事務局は、常に利用推進協議会担当者と密接な連携を図り、利用推進協議会の意図を十分に理解した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (6) この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ利用推進協議会担当者とは打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティー対策を講ずること。

9. 情報の取り扱い

別添の秘密情報及び個人情報取扱に関する特記事項を遵守すること。